

## 筑後市ふるさと応援団設置要綱

### (設置)

第1条 筑後市（以下「市」という。）の魅力を広く全国に発信することにより、市の知名度の向上を図り、市への観光客の誘致、定住の促進等に寄与するため、筑後市ふるさと応援団（以下「応援団」という。）を置く。

### (応援団)

第2条 応援団は、団員をもって構成する。

### (活動内容)

第3条 団員は、市のイメージアップにつながる情報発信を行う。

### (登録)

第4条 団員として活動しようとする者は、市長の登録を受けなければならない。

### (登録の申込み)

第5条 団員として登録を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、筑後市ふるさと応援団登録申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、団員として登録を行うものとする。

3 市長は、前項による登録をしたときは、団員に対し、筑後市ふるさと応援団団員証を交付する。

### (排除対象者)

第6条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、団員から排除する者（以下「排除対象者」という。）として登録を行わないものとする。

(1) 筑後市暴力団排除条例（平成22年条例第17号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

2 市長は、申込者が排除対象者であるかについて、警察に照会することができる。

(登録の抹消)

第7条 市長は、団員が次のいずれかに該当するときは、第5条第2項の登録を抹消するものとする。

(1) 退団の申出があったとき。

(2) 居所不明になったとき。

(3) その他団員としてふさわしくない行為があったとき。

(団員の支援)

第8条 市長は、団員の活動を支援するため、団員に対し、観光パンフレット、広報紙、名刺台紙等の提供を行うものとする。

(庶務)

第9条 応援団の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。